２　令和二年分の所得税につき改正法第十五条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする者の新規則第十九条の十の五第十二項の規定の適用については、同項第一号ロ中「五年内」とあるのは「五年内（当該書類が、実績判定期間（同条第六項第一号に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）又は実績判定期間内の日を含む各事業年度（同条第六項第四号に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に受け入れた寄附金の額のうちに休眠預金等交付金関係助成金（第五項第八号に規定する休眠預金等交付金関係助成金をいう。以下同じ。）の額が含まれている法人で、同条第一項第一号イ(1)若しくは(2)に掲げる要件を満たす同号に掲げる法人、同項第二号イ(1)若しくは(2)に掲げる要件を満たす同号に掲げる法人、同項第三号イ(1)若しくは(2)に掲げる要件を満たす同号に掲げる法人又は同項第四号イ(1)若しくは(2)に掲げる要件を満たす同号に掲げる法人に対して令和二年中に発行されたものである場合には、同年中）」と、同項第二号ロ(1)及び第三号ロ(1)中「五年内」とあるのは「五年内（当該書類が、同項第一号イ(2)に規定する大学共同利用機関法人又は実績判定期間若しくは実績判定期間内の日を含む各事業年度に受け入れた寄附金の額のうちに休眠預金等交付金関係助成金の額が含まれている法人で同号イ(1)若しくは(2)に掲げる要件を満たす同号に掲げる法人（同号イ(2)に規定する大学共同利用機関法人を除く。）、同項第二号イ(1)若しくは(2)に掲げる要件を満たす同号に掲げる法人若しくは同項第三号イ(1)若しくは(2)に掲げる要件を満たす同号に掲げる法人に対して令和二年中に発行されたものである場合には、同年中）」と、同号ロ(2)中「当該寄附金を支出する日の属する年の一月一日」とあるのは「令和二年中」とする。

３　令和三年分の所得税につき新法第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする者の新規則第十九条の十の五第十二項第三号ロの規定の適用については、同号ロ(2)中「一月一日」とあるのは、「一月一日以前」とする。

（外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置）

第十条　新規則第十九条の十二第七項の規定は、施行日以後に租税特別措置法第四十一条の二十一第五項に規定する特例適用申告書又は同条第九項に規定する変更申告書を提出する場合について適用する。

２　施行日から令和二年十二月三十一日までの間における新規則第十九条の十二第十五項の規定の適用については、同項第一号中「第十八条の十九の三第五項及び第六項」とあるのは「第十八条の十九の三第一項及び第二項」と、「同条第五項第一号」とあるのは「同条第一項第一号」とする。

（令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例に関する経過措置）

第十一条　施行日から令和二年十二月三十一日までの間における新規則第十九条の十四の二第二項の規定の適用については、同項第一号中「第十八条の十九の三第五項及び第六項」とあるのは「第十八条の十九の三第一項及び第二項」と、「同条第五項第一号」とあるのは「同条第一項第一号」とする。

（外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例に関する経過措置）

第十二条　新規則第十九条の十四の三第十三項の規定は、施行日以後に租税特別措置法第四十二条第五項に規定する非課税適用申告書又は同条第八項各号に定める申告書を提出する場合について適用する。

（外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例に関する経過措置）

第十三条　新規則第十九条の十五第十九項の規定は、施行日以後に租税特別措置法第四十二条の二第八項に規定する非課税適用申告書又は同条第十一項各号に定める申告書を提出する場合について適用する。

（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十四条　新規則第二十条の八第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人（租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新法第四十二条の三第一項に規定する経営改善設備について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第四十二条の三第一項に規定する経営改善設備については、なお従前の例による。

（法人の企業主導型保育施設用資産の割増償却に関する経過措置）

第十五条　改正法附則第八十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十七条の規定及び改正令附則第三十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二十九条の四の規定に基づく旧規則第二十条の二十の規定は、なおその効力を有する。

（金属鉱業等鉱害防止準備金に関する経過措置）

第十六条　改正法附則第八十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五十五条の二の規定に基づく旧規則第二十一条の四の規定は、なおその効力を有する。

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第十七条　改正法附則第八十八条第三項の規定により新法第六十五条の七第一項の表の第六号の下欄に掲げる資産とみなされた資産については、新規則第二十二条の七第五項の規定は、適用しない。

（連結法人の企業主導型保育施設用資産の割増償却に関する経過措置）

第十八条　改正法附則第百条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の三十四の規定及び改正令附則第四十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第三十九条の六十三の規定に基づく旧規則第二十二条の四十一の規定は、なおその効力を有する。

（連結法人の金属鉱業等鉱害防止準備金に関する経過措置）

第十九条　改正法附則第百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の四十四の規定に基づく旧規則第二十二条の四十七の規定は、なおその効力を有する。

（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第二十条　改正法附則第百二条第三項の規定により新法第六十八条の七十八第一項の表の第六号の下欄に掲げる資産とみなされた資産については、新規則第二十二条の六十九第五項の規定は、適用しない。

（非上場株式等についての贈与税又は相続税の納税猶予等に関する経過措置）

第二十一条　新規則第二十三条の九第四項（新規則第二十三条の十第五項、第二十二条の十二第二項、第二十三条の十二の二第三項、第二十三条の十二の三第四項又は第二十三条の十二の五第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後の租税特別措置法第七十条の七第二項第一号イ、第七十条の七の二第二項第一号イ、第七十条の七の四第二項第一号イ、第七十条の七の五第二項第一号イ、第七十条の七の六第二項第一号イ又は第七十条の七の八第二項第二号イに規定する常時使用する従業員として財務省令で定めるものの判定について適用し、施行日前のこれらの規定に規定する常時使用する従業員として財務省令で定めるものの判定については、なお従前の例による。

２　新規則第二十三条の九第二十四項、第二十三条の十第二十二項、第二十三条の十二の二第十六項及び第二十三条の十二の三第十六項の規定は、施行日以後に提出する租税特別措置法第七十条の七第一項若しくは第七十条の七の五第一項に規定する贈与税の申告書又は同法第七十条の七の二第一項若しくは第七十条の七の六第一項に規定する相続税の申告書について適用し、施行日前に提出した当該贈与税の申告書又は当該相続税の申告書については、なお従前の例による。

３　新規則第二十三条の九第二十五項及び第二十六項、第二十三条の十第二十三項及び第二十四項（これらの規定を新規則第二十三条の十二第九項において準用する場合を含む。）、第二十三条の十二の二第十七項及び第十八項並びに第二十三条の十二の三第十七項及び第十八項（これらの規定を新規則第二十三条の十二の五第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提出する租税特別措置法第七十条の七第九項、第七十条の七の二第十項（同法第七十条の七の四第八項において準用する場合を含む。）、第七十条の七の五第六項、第七十条の七の六第七項又は第七十条の七の八第六項の届出書について適用し、施行日前に提出したこれらの届出書については、なお従前の例による。